西川町子どもの芸術文化活動表彰要綱

令和6年11月20日制定

(目的)

第1条　子どもの芸術文化活動の推進を図り、文化意識の高揚とその活動を奨励することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条　西川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、西川町に在住する幼児・小学生・中学生・高校生のうち、芸術文化活動において優れた成績を収めた次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めた者を表彰するものとする。

(1)　県コンクールなどにおいて3位以内に入賞した者

(2)　県コンクールに準ずるコンクールなどにおいて最高の賞を受賞した者

(3)　県の代表として東北コンクール又は全国コンクールなどに出場した者

(4)　上記に定めるほか、特に表彰するに適当と認める者

(表彰の推薦)

第3条　保育園、小学校、中学校、高等学校及び関係団体の長は、前条に該当すると認める者があるときは、推薦書(別記様式第1号)に所定の事項を記載し、教育委員会に推薦することができる。

(表彰の決定)

第4条　教育委員会は、前条の推薦を受けたときは、これを審査し決定する。

(表彰の時期及び方法)

第5条　表彰は、原則として毎年1回、生涯学習総合表彰式で行うものとする。ただし、必要に応じ随時行うことができる。

2　表彰は、表彰状を授与し、行うものとする。

(委任事項)

第6条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。